

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに雇用され、研磨加工の業務に従事していたところ、同年〇月〇日、運搬作業中に転倒し、両手、右足を負傷した。

請求人は、同月〇日、D外科・整形外科医院に受診し「両手関節捻挫、右足関節捻挫」（以下「原傷病」という。）と診断され、同月〇日にE病院に転医し、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し、請求人の障害等級は第14級に確定した。

一方、請求人は、同年〇月〇日にF病院に受診し「複合性局所疼痛症候群の疑い」（以下「本件傷病」という。）と診断され、この本件傷病は、原傷病の再発であるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷

病は原傷病の再発には当たらないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病と原傷病との間に因果関係があり、また、原傷病の症状が悪化しているので、治療を行えば症状改善が期待できる旨主張する。

(2) 業務上の傷病がいったん治ゆ(症状固定)と認定された後に再発した場合は、労災保険法第12条の8に規定する保険給付の対象となるが、その際、原傷病の再発と認められるためには、決定書理由第2の1に説示する「判断の要件」を全て満たす必要があるため、以下、検討する。

(3) 本件傷病と原傷病との間に医学上相当因果関係が認められるか否かについてみると、G医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、本件傷病の発症原因について「断定できるものではありません。」「〇年〇月のけがや、その後の手術、治療、療養との関係は断定できません。」と述べている。当審査会においても本件一件記録を精査したが、本件傷病の発症原因が特定できないことから、決定書理由第2の2の(2)のオに説示のとおり、本件傷病と原傷病との間に医学上相当因果関係は認められないものと判断する。

(4) 本件傷病の症状が原傷病の治ゆ時の症状に比し増悪しているか否かについて

みると、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、本件傷病が「疑い」と診断されていることについて「主治医の意見書からも診断基準を満たしているとは判断できない。」と述べ、原傷病の治ゆ時と比べて「現在も症状の悪化は認められない。」と述べている。当審査会としても、本件一件記録を精査したが、請求人の本件傷病の状態が、治ゆ時の症状に比して増悪しているとは認められないものと判断する。

(5) 本件傷病について治療効果が期待できるか否かについてみると、G医師は、上記診断書において、今後の治療予定を「慢性難治性疼痛が存在する場合には、痛み止めの使用目的は、完全除痛では無く（中略）、日常生活上の支障の軽減と考えます。」と述べ、H医師も、上記意見書において、「治療内容も、疼痛の遷延に対するリリカおよび不眠の遷延に対する眠剤を服用しているのみである。リリカの増量については耐性の問題もあり、根本的な症状の改善を目指すものではない。」「主治医も器質的な診断は困難で観血的処置の適応なしとの判断である。」と述べているところ、当審査会としても、本件傷病に対する治療は痛み止め薬の処方等対症療法のみであり、本件傷病は治療効果が期待できるものとは認められないものと判断する。

(6) 上記(3)から(5)のとおり、請求人の本件傷病は、再発の判断要件をいずれも満たしていないことから、当審査会としても本件傷病は原傷病の再発とは認められないと判断する。

なお、請求人は、原傷病がいまだに治ゆしていないと主張しているが、原傷病については、治ゆの上、障害等級も既に確定していることから、本件審理の対象とすることはできないことを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。